

◆国土交通省住宅局宛の要望書提出について

2025年4月に施行予定の建築基準法改正により、現行の4号建築物で新2号建築物となる建築物で「大規模な修繕や模様替え」を行う場合には建築確認申請が必要となります。そのため法施行後には、当協会がこれまで尽力してきましたリフォーム工事について、市場の停滞と健全な発展に歪みを生じさせるほか、住宅市場のさらなる冷え込みや、被災地復興も停滞させかねないと懸念しています。

JBNは改正基準法の施行に向け、改正基準法における現行4号建築物で新2号建築物となる建築物の「大規模修繕・模様替え」の取り扱いについて、昨年より意見交換を積み重ねつつ、以下の4点について要請してまいりました。

- ① 現行規定でこれまで行われてきた運用と改正後の運用との連続性の確保
- ② 改正前後における運用の変更点の全容の早期の明確化・公表
- ③ 既存建築物の遡及適用の範囲の早期の明確化・公表
- ④ 建築確認申請において必要な調査と審査範囲の明確化・公開などによる設計および審査体制の早期の整備

これまでに国土交通省関係部局において調整などの検討をいたしましたが、必要な措置がされないまま、こうした制度改正が急に進められていくことに強く危惧しております。現段階において、これらへの対応が実現に至っていないため、来年4月以降には、相当数の着手が想定される戸建て

住宅の「大規模修繕・模様替え」の確認申請手続きなどに大きな混乱が生じることが懸念されます。

リフォーム市場への影響を最小限に抑えるため、このほど当協会として以下の内容の要望書を提出いたしました。

- ① 新2号木造戸建て等建築物の大規模修繕模様替え確認申請手続きの合理化
- ② 新2号木造戸建て等建築物の大規模修繕模様替え確認申請手続きの関連事業者への十分な周知
- ③ 新2号木造戸建て等建築物の大規模修繕模様替えの確認申請手続き施行の経過措置期間の設定 / 経過措置期間が適わぬ場合、改正法公布の日から起算して3年での施行

当協会は、今後も必要に応じた意見交換等を行い、リフォーム市場の健全な発展と持続可能な住宅市場の形成を目指し、今後も関係各所と協力しながら取り組みを進めてまいります。



◆令和7年度 全国会員交流会 in 東京開催のお知らせ

令和7年度 全国会員交流会 in 東京を右記の日程で開催することになりましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、決まり次第ご案内いたします。多くの皆様のご参加をお待ち申し上げます。

開催日

2025年(令和7年)9月2日(火)、3日(水)

開催場所

ロイヤルパークホテル
(東京都中央区日本橋蛎殻町2-1-1)

刊行物のご案内 (刊行物のお申込みはJBNホームページをご覧ください。)



マナーアップハンドブック
[工事現場編]
手帳サイズ 32ページ



中大規模施工施工管理マニュアル&講習会アーカイブ動画の紹介
A4版 87ページ
(正会員専用ページの動画アーカイブにて動画および資料がご覧になります。)

挨拶の基本から現場近隣への挨拶まわり、車の止め方、身だしなみ、言葉づかいなど現場マナーの基本をご紹介しています。

JBNは国土交通省令と3年度環境・ストック活用推進事業の支援により、木造住宅を中心に事業展開する大工・工務店が新たに非住宅木造建築の分野に参入することを想定した、地域工務店向けの「中大規模木造建築物の施工管理マニュアル」を作成しております。PWATで整備されている「構造工事監理マニュアル」と併せて利用することにより、非住宅建築に求められる安全で高品質な木造建築物が我々の手で確実に施工されることを期待しています。

JBNはさまざまご相談（技術、法律、支援等）をお受けしております。

ホームページ（トップページの最下欄）のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。

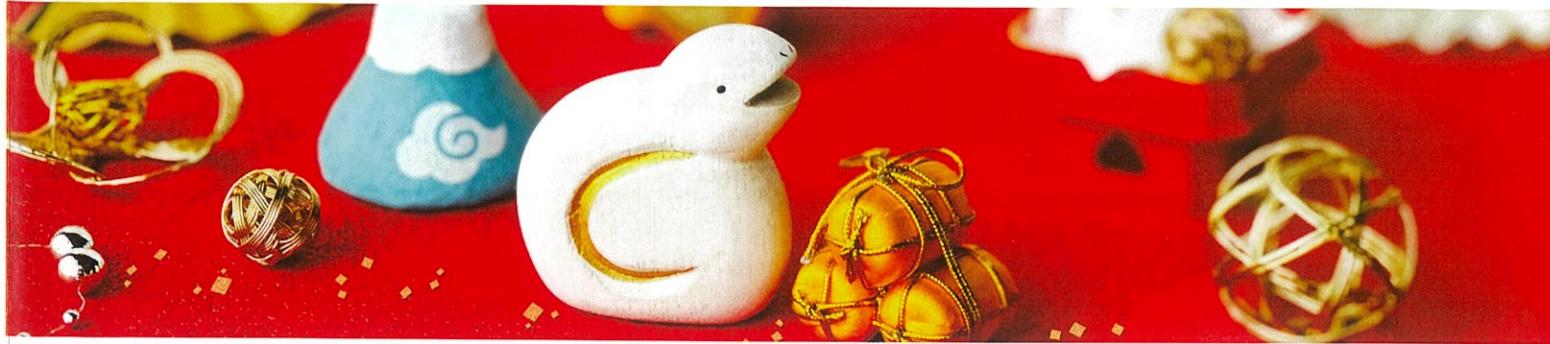


【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:https://www.jbn-support.jp

JBN 全国工務店協会 REPORT

1月号
Vol. 99
2025



謹賀新年

昨年、新会長に就任。身を引き締めてJBN体制の充実に努めます

一般社団法人 JBN・全国工務店協会 会長 安成 信次



新年あけましておめでとうございます。

住宅業界は一昨年からの建材および人件費の高騰により、住宅価格が2割から3割上昇するという環境にあります。これは業界全体の見込み客集減となり、住宅の着工データも前年比で約90%という厳しい状況となっています。

地域間の格差も大きく、会員の皆さんにおかれましては、経営に頭を悩ませる状況だと存じます。多かれ少なかれ、すべての会員様に言えることですので、情報共有をしながら皆で頑張っていくことが大切です。

住宅着工数は改善せず、徐々に減少することが予測されますが、すべてが暗いことばかりではありません。私が注目しているのは、脱炭素の大きな流れです。今後、この流れは消費行動にも影響を及ぼすと考えられます。

具体的に言えば、地域工務店の住宅建設には20工種以上の協力会社があることから、地域経済を回す原動力であることや、大工や左官、建具、給排水工、電工など、地域の多くの職人を維持し、育てる機能をもつことも特筆すべき事項です。また、地域木材の活用や自然素材の内装得意とするわれわれ地域工務店は、住宅建設時に発生するCO₂が工業化住宅と比較して少ないことから、地域工務店に追い風が吹くと考えています。

来るべき、脱炭素の追い風を受けるにはどうしたらいいか？これが一つの視点です。地域工務店の精緻な仕事に加え、性能面ではG2レベルを目指し、デザインを磨き、1社ではできないことを、近在の設計事務所やWeb系の会社などとチームを組むなどの姿勢が大切です。

JBNではまず、国交省や林野庁など国の政策をいち早く会員の皆様にお届けするとともに、1社ではできないことを組織としてサポートするという観点から、さまざまなセミナー・セミナー・セミナーなどと組みの検討を進めていきたいと考えています。これらの件につきましては、皆様方の忌憚のないご意見ご要望をお寄せください。

今年一番の懸念事項は4月の法改正です。猶予があるとはいっても、工務店に求められる仕事量は増えるわけですので、しっかりと準備をすることが重要です。なによりも、審査機関が混雑することで許認可が滞った場合、期末完成工事の減少という直接的な影響を受けることも十分考えられます。

皆さんでこの難局を乗り切り、来る脱炭素社会では地域工務店がメインステージに上がる。そのような夢を見たいと思います。

令和七年 元旦

